

県営林道における地震・風水害・その他の災害応急工事等
に関する業務協定（案）

神奈川県自然環境保全センター所長（以下「甲」という。）と一般社団法人神奈川県森林土木建設業協会県央支部長（以下「乙」という。）は、神奈川県営林道（以下「県営林道」という。）に地震、風水害及びその他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合の応急復旧並びに二次災害の防止に係る工事等（以下「工事等」という。）の施工に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が別表に定めるこの協定の対象とする県営林道の路線及び区間において発生した災害等について、甲が乙に協力を求めるときの基本的事項を定め、県営林道の機能回復のため工事等を実施することを目的とする。

（工事等施工業者）

第2条 乙は、工事等を円滑に施工するため、前条で甲が別表に定めたこの協定の対象路線及び区間について、担当する施工業者をあらかじめ定め、甲に通知しなければならない。

2 乙は、前項の施工業者を変更したときは速やかに甲に通知する。

（協力要請）

第3条 甲は第1条の目的を達成するため、乙の協力が必要と認めたときは、乙に協力を要請する。

2 乙は、甲の要請を受けた場合、直ちに前条で定めた施工業者の中から当該要請に応じる施工業者を決定し、速やかに甲に報告する。

3 乙は、災害等の状況その他やむを得ない事情があるときは、前条で定めた施工業者以外の業者を第1項の要請に応じる施工業者に決定することができる。

4 乙は、第1項の要請に自らの支部のみで対応することが困難な場合は一般社団法人神奈川県森林土木建設業協会会長に協力を要請することができる。

（要請手続き）

第4条 前条第1項の要請は、電話等により行い、併せて甲の知り得た災害等の場所及び被害状況を伝えるとともに工事等の内容を指示するものとする。

（工事の内容）

第5条 この協定の対象とする工事等の額及び内容は次のとおりとする。

（1）工事等の額の範囲は150万円以下とする。

（2）工事内容は、災害等時の応急工事の実施とする。

（情報提供）

第6条 第2条により定められた施工業者は、担当する路線及び区間における

林道施設の被害等の情報を得た場合には、速やかに甲及び乙に報告するものとする。

(工事の実施)

第7条 施工業者は、神奈川県自然環境保全センター職員の指示に従い、工事等を実施する。

(着工及び完了報告)

第8条 施工業者は、工事等に着手したとき及び完了したときは、電話等によりその状況を速やかに甲に報告するとともに、完了後には甲の指示に従い、必要な書類を提出する。

(災害補償)

第9条 第3条の規定に基づき工事に従事した者が負傷、疾病若しくは障害の状態となった場合、又は死亡した場合における本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する災害補償は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の定めるところによるものとする。

(協定の効力及び更新)

第10条 この協定は、締結から1年間をもって終了する。ただし、終了日前30日までに、甲又は乙が、それぞれの相手方に文書をもって、延長しない旨の通知を行わない場合は、終了日の翌日より1年間更新されたものとみなし、以降の期間についてもまた同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定める。

(施行日)

第12条 この協定は、令和7年1月23日から適用する。この協定を証するため協定書2通を作成し、甲及び乙は各1部を保有する。

令和7年1月23日

甲 神奈川県厚木市七沢657
神奈川県自然環境保全センター
所長 斎藤 俊一

乙 神奈川県愛甲郡清川村宮ヶ瀬971番地37
一般社団法人神奈川県森林土木建設業協会県央支部
支部長 落合 康弘

別 表

路線名		区間	備 考
1	本谷	全線	
2	境沢	全線	
3	塩水	全線	